

過労死、持ち帰り残業も含む。

いつもお世話になっております。

いよいよ卒業シーズンですね！保護者の皆さんはソワソワなっているんじゃないでしょうか。

弊社でもその話題で持ちまじで、その後の入社式も含めみんなで楽しみにしています。

ところで、先週のニュースで、2011年におこったことになった公立中学校の男性教諭が過労死に該当すると公務災害（いわざる）認定されていたことが明らかになりました。

男性教諭の死亡直前3か月間の残業時間は月61〜71時間程度とされました（国の過労死認定基準は「2か月以上にわたり平均80時間以上」）が、持ち帰り残業が認められ、この認定に至りました。

こういった「過労死」の認定基準では労働時間のほかにも様々な視点で評価されるようになっており、

- ◎ 不規則な勤務 ◎ 拘束時間の長い仕事
- ◎ 出張の多い業務 ◎ 交代制勤務・深夜勤務
- ◎ 作業環境（温度・騒音・時差）
- ◎ 精神的緊張を伴う業務

などがあります。

今後ますます環境の整備が望まれるようです。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。